

R03-40050-00061

令和3年4月6日

各競技団体長様

長崎県教育庁体育保健課

課長 松崎 耕士

(公印省略)

4月6日以降の競技力向上対策本部事業の対応について（依頼）

本県スポーツの振興につきまして、かねてより格段のご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。さて、県教育委員会では、新型コロナウイルスの全国的な感染状況を踏まえ、県立学校における4月6日以降の部活動の取扱いについて、別添（写）のとおり通知しました。つきましては、各競技団体が実施する標記事業の対応について下記のとおりとしますので、感染症対策を十分講じたうえで、事業を実施されますようお願いいたします。

記

- ① 当面の間、省内実施事業のみとし、県外との交流や県外での実施はしないこと。（県外チームを県内に招へいすることも含む）
- ② 大会への参加については、省内のみとするが、中央競技団体等や高体連・中体連等が主催・共催・後援する全国大会・九州大会等へ出場する場合については、県外も可とする。
- ③ 小学生・中学生・高校生対象の競技力向上対策本部事業については、上記①②と同様の対応とする。
- ④ 成年種別については、活動地域の感染状況を確認し、職場・大学の所属長等と事前調整のうえ実施すること。
- ⑤ 競技力向上対策本部事業のうち、「講師招へい事業」及び「ふるさと選手招へい事業」については、講師・ふるさと選手の体調等を十分に確認したうえで実施すること。
(県内の小学生・中学生・高校生との交流は可)
- ⑥ 競技力向上対策本部事業以外の県競技団体主催大会・事業・イベント等については、中央競技団体の実施基準やガイドライン等に基づき行うこと。なお、小学生及び中学生については、所属する市町教育委員会の通知に基づいた対応をお願いします。

長崎県教育庁体育保健課

TEL 095-894-3413

FAX 095-894-3478

【担当】競技力向上対策班 岩永



3教文第8号
3教体第6号
令和3年4月5日

各県立学校長様

学芸文化課長
体育保健課長
(公印省略)

県立学校における令和3年4月6日以降の部活動の取扱いについて（通知）

各学校における部活動に関しては、令和3年3月10日付け2教文第1256号、2教体第526号により、実施されているところですが、新型コロナウイルスの全国的な感染状況は、変異株による感染者が増加するなど、第4波の兆しあがえます。

県内では、3月以降の初発と考えられる感染事例のうち、75%が県外に由来する状況であり、人の往来が活発となる年度始めは、感染リスクが高まる時期となるため、今一度、警戒を強める必要があります。

つきましては、感染拡大防止の観点から、令和3年4月6日（火）から、【別紙】に基づいた取組をお願いします。

なお、日々状況が変化しているため、感染の状況によっては対応を見直すことがあることを申し添えます。

【問い合わせ先】
学芸文化課 教育文化班
担当：林
【TEL】095-894-3385
【FAX】095-824-1344
【Mail】akiko-hayashi@pref.nagasaki.lg.jp

体育保健課 学校体育班
担当：佐藤
【TEL】095-894-3393
【FAX】095-894-3478
【Mail】n-sato@pref.nagasaki.lg.jp

【別紙】

部活動の取扱いについて（令和3年4月6日以降）

県立学校の部活動においては、下記、感染症対策の措置を講じた上で、実施するものといたします。
なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、依然として警戒を緩めることはできないため、
次に県教育委員会が通知するまでの当面の間、以下の取組を徹底してください。

実施にあたって

- 健康観察を実施し、体調がすぐれない生徒は参加させないこと。（発熱、咳やのどの痛みなど）
- 生徒本人・保護者の意向を尊重すること。
- 合同での練習会・練習試合・合宿・演奏会・地域行事への参加など、他校等との交流は県内のみとする。
県外との交流や県外での実施はしないこと（県外チームを県内に招聘することも含む）。
- 大会への参加については、県内のみとするが、中央競技団体等や高体連・高野連・高文連・中体連が主催・共催・後援する全国大会・九州大会等へ出場する場合については県外も可とする。（※県HPに示されている、「感染者が拡大している地域」などを参考に、該当地域の感染状況に十分注意し、移動中や宿泊先における感染防止対策を徹底すること）
- 大会への参加や他校等との交流を計画する際は、自校が所在する市町が独自の感染症対策として、移動等を制限する場合もあることなどに留意すること。
- 下記「具体的な留意事項」の内容については、指導者が生徒に対し確実に周知すること。
なお、留意事項への対策が十分取れない場合は、部活動の実施を見合わせること。

具体的な留意事項

【感染拡大防止対策について】

- ・毎回、部活動単位で、生徒の体温を検温するなど、健康観察を行うこと。
- ・練習前・休憩時・練習後などに手洗いを行うこと。
- ・部活動ごとに場所や時間を割り振るなど、一度に大人数が集まって人が密集する活動とならないようにすること。
- ・特に、飲食の場面における感染防止に努めること。
- ・体育館、校舎内等の屋内施設を用いる場合、ドアを広く開け、普段以上のこまめな換気を行うこと。
- ・生徒が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチ）や用具・器具等は、消毒液等を使用して清掃を行うなど、感染拡大防止のための防護措置等を講じること。特に楽器等については唾液の処理等も適切に行うこと。
- ・身体接触のある活動、互いに近接する活動などにおいては、練習内容や方法に特段の配慮を行うこと。
- ・更衣室や部室は、交替で入室するなどして、一度に多数の生徒が着替え等を行わないようにすること。
- ・給水用のボトルやコップ、汗を拭くタオルなどは共用しないこと。
- ・活動参加について、承諾書（様式は各学校独自）により、保護者の承諾を得ること。
- ・移動の際は、原則マスク着用を徹底し、バス等利用時は定期的な換気も行うこと。
- ・宿泊先では一般利用者がいることを踏まえ、入浴や食事の際、可能な限り分散させるなど3密を避けること。

※「県HP」はこちらです。

- 掲載箇所：『長崎県HPトップ』⇒『長崎県からのお願い（上部中央）』⇒『メニュー（左）』⇒『長崎県からのお願い』に記載している感染者が拡大している地域について（下部）』



- QRコード： こちらからも確認できます。